

JIS

舟艇用語—機関及び推進装置

JIS F 0049-1994

(2006 確認)

平成 6 年 9 月 2 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：運輸大臣 制定：平成6.9.2

官報公示：平成6.9.2

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 上田 雄司）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（〒100 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

舟艇用語—機関及び推進装置

F 0049-1994

Small crafts—Engine and propulsive systems—Vocabulary

1. 適用範囲 この規格は、スポーツ及び娯楽用の舟艇⁽¹⁾の機関及び推進装置に関する用語及びその定義について規定する。

注⁽¹⁾ 小形船の総称。

備考1. スポーツ及び娯楽用の舟艇のことを，“プレジャーボート”と呼ぶことがある。

2. この規格の引用規格を、次に示す。

- JIS B 0108 往復動内燃機関用語（一般）
JIS B 0109 往復動内燃機関用語（主要部品）
JIS B 0110 往復動内燃機関用語（附属装置）
JIS D 0103 自動車用電装部品の名称に関する用語
JIS D 0104 自動車の主要装置用語
JIS F 0022 造船用語（機関編—主機、ボイラ、発電機関及び補機用原動機）
JIS F 0023 造船用語（機関編—補機器）
JIS F 0024 造船用語—機関—軸系、プロペラ及びウォータージェット推進装置
JIS F 0026 造船用語（機関編—ぎ装）

2. 分類 用語の分類は、次のとおりとする。

(1) 機関

- (a) 機関一般
(b) 燃料・潤滑
(c) 吸気・排気
(d) 冷却
(e) 電気・点火

(2) 動力伝達装置及び推進装置

- (a) 一般
(b) 逆転減速機及び軸系
(c) プロペラ

(3) 操作・運転

- (4) 点検・整備
(5) 計器類

3. 用語及び定義 用語及びその定義は、次のとおりとする。

なお、参考のために対応英語及び慣用語を示す。

また、参考図は、一例を示す。